

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
香南建設株式会社	高知県香南市赤岡町566-1

2. 指名停止措置期間

令和3年10月13日 から 令和4年2月12日 まで 4ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、上記有資格業者の元代表取締役が高知県香南市が発注した市営住宅の解体工事をめぐり、入札に関する秘密情報（最低制限価格）を聞き出して不正に落札したとして公契約関係競売等妨害の疑いで令和3年9月1日、高知県警に逮捕され、更に令和3年9月28日、同社の元代表取締役が入札情報を聞き出すよう市議会議員に依頼し、その見返りに市議会議員に対し金品の授受があったとして、贈賄の疑いで再逮捕されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号に該当する。

本件については、指名停止4ヶ月とする。

6. 措置条項

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）

別表第2

（公契約関係競売等妨害又は談合）

10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）

逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061（代）

（定時以降は 087-811-8303）

総務部契約課長 森田 義人（内線2511）

総務部経理調達課長 大谷 繁（内線6311）

○総務部契約課建設専門官 徳永 崇（内線2512）